平成３０年（フ）第１６７９号
東京都板橋区高島平３丁目10―19―304
債務者　赤羽　貴志
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７９６号
大阪府枚方市三栗２―12―22―Ｂ202、住民票上の住所東京都港区西麻布１丁目４―11
シグマ西麻布Ⅱ　601
債務者　重田　竜佳
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４４５号
東京都立川市栄町５丁目50番地の８メーア・グリューネン103号
債務者　土屋　雅司
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
栃木県佐野市奈良渕町308番地11　エルディム亀山102、前住所栃木県佐野市石塚町1295番地１
債務者　田村　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第７４４号
横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目24番33―304号
債務者　青木　千枝
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
栃木県佐野市植下町1099番地７、前住所東京都墨田区石原３丁目33番２―602号　ハイシティ吾妻橋
債務者　永島　建司
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第７９３号
横浜市南区中村町２丁目140番地２　小柳荘101号
債務者　伊藤美津江
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１８３５号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目15番20号
破産者　有限会社美貴彫刻
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
埼玉県本庄市杉山149番地１
破産者　諸岡建材工業株式会社
1　決定年月日　平成30年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６４９号
埼玉県川越市古谷上2012番地１
破産者　株式会社イズミ
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２１号
千葉県成田市並木町219番地18（101号）、商業登記簿上の本店所在地千葉県成田市三里塚光ケ丘１番地419
破産者　有限会社日伸
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３５７号
千葉県印西市舞姫２丁目２番地Ｆ棟205号
破産者　内田　博幸
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３号
千葉県佐倉市山王２丁目54番地10
破産者　日暮　まり
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県茂原市緑ケ丘１丁目49番地19
破産者　鵜澤　美和
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
千葉県長生郡長生村本郷5561番地21
破産者　伊藤　一馬
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１３５０号
神奈川県相模原市中央区淵野辺４丁目20番17号、破産手続開始決定時の住所東京都町田市忠生３丁目９番地３コミュニティハイツ105
破産者　大友　孝一
1　決定年月日　平成30年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部